（機構への通知）

第三十六条　［略］

２　市町村長は、次に掲げる事項について、機構に通知するものとする。

［一～四　略］

五　法第十六条の二第八項に規定する事務に係る事項として、個人番号カードを交付した場合、個人番号カードを紛失した旨の届出（個人番号カードの利用の一時停止に係るものを除く。）を受けた場合、紛失した個人番号カードを発見した旨の届出を受けた場合、個人番号カードがその効力を失ったことを知った場合又は個人番号カードの返納を受けた場合には、その旨

［六　略］

第五十七条　［略］

２　指定都市についてこの省令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

［略］	［略］	［略］
第十八条	以下第二十二条第七号、第二十八条第一項、第二十九条並びに第三十三条第五項及び第八項において同じ。	以下第三十三条第八項において同じ。
第二十二条の二第一項	令第十三条第二項の市町村長	令第四十四条第二項の規定により読み替えて適用する令第十三条第二項の住所地市長又は住所地市長以外の市町村長
［略］	［略］	［略］
第二十三条の四第二号及び第三号並びに第二十三条の五第二号及び第三号	住所地市町村長	住所地区長を経由して住所地市長
第二十三条の五第四号	市町村	区
［略］	［略］	［略］
第二十八条第一項	［略］	住所地区長（国外転出者にあっては、附票管理区長。次条及び第三十三条第五項において同じ。）及び住所地市長（国外転出者にあっては、附票管理市長。次条及び第三十三条第五項において同じ。）
［略］	［略］	［略］
第三十三条第二項	を住所地市町村長	を住所地区長及び住所地市長
	令第十三条第二項	令第四十四条第二項の規定により読み替えられた令第十三条第二項
	住所地市町村長以外	住所地市長以外

（機構への通知）

第三十六条　［同上］

２　［同上］

［一～四　同上］

五　法第十六条の二第六項に規定する事務に係る事項として、個人番号カードを交付した場合、個人番号カードを紛失した旨の届出（個人番号カードの利用の一時停止に係るものを除く。）を受けた場合、紛失した個人番号カードを発見した旨の届出を受けた場合、個人番号カードがその効力を失ったことを知った場合又は個人番号カードの返納を受けた場合には、その旨

［六　同上］

第五十七条　［同上］

２　［同上］

［同上］	［同上］	［同上］
第十八条	以下第二十八条第一項、第二十九条並びに第三十三条第三項及び第六項において同じ。	以下第三十三条第六項において同じ。
［同上］	［同上］	［同上］
第二十三条の四第二号及び第三号	住所地市町村長	住所地区長を経由して住所地市長
［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	住所地区長（国外転出者にあっては、附票管理区長。次条及び第三十三条第三項において同じ。）及び住所地市長（国外転出者にあっては、附票管理市長。次条及び第三十三条第三項において同じ。）
［同上］	［同上］	［同上］
第三十三条第二項	住所地市町村長に（	住所地区長を経由して住所地市長に（